

議第 27 号

高島市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 26 日

高島市長 福 井 正 明

高島市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(高島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 高島市水道事業の設置等に関する条例(平成 17 年高島市条例第 270 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「次のとおり」を削り、同条各号を削る。

第 4 条中「上水道事業および簡易水道事業を通じて一の」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

上水道事業

名称	給水人口(人)	1日最大配水量(m ³)
高島市上水道	45,600	27,760

(高島市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 高島市水道事業給水条例(平成 17 年高島市条例第 272 号)の一部を次のように改正する。

第 35 条の表を次のように改める。

種別	摘要	金額
給水装置工事調査設計手数料	国道(1件につき)	3,000円
	県道・市道・その他の道路(1件につき)	2,000円
	特別の手数を要するもの	実費額
指定給水装置工事業者指定新規手数料	1件につき	10,000円
指定給水装置工事業者指定更新手数料	1件につき	8,000円

証明手数料	1件につき	200円
開栓手数料	1件につき	2,000円

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

上水道給水区域

<p>マキノ町大沼、マキノ町中庄およびマキノ町新保の区域</p> <p>マキノ町上開田、マキノ町海津、マキノ町西浜、マキノ町辻、マキノ町森西、マキノ町沢、マキノ町寺久保、マキノ町蛭口、マキノ町下開田、マキノ町知内、マキノ町石庭、マキノ町高木浜一丁目、マキノ町高木浜二丁目、マキノ町在原、マキノ町野口、マキノ町小荒路、マキノ町山中、マキノ町下、マキノ町浦、マキノ町白谷およびマキノ町牧野の各区域で配水管の布設されている区域</p> <p>今津町今津、今津町松陽台一丁目、今津町松陽台二丁目、今津町住吉一丁目、今津町住吉二丁目、今津町中沼一丁目、今津町中沼二丁目、今津町名小路一丁目、今津町名小路二丁目、今津町舟橋一丁目、今津町舟橋二丁目、今津町桜町一丁目、今津町桜町二丁目、今津町大供、今津町大供大門一丁目、今津町大供大門二丁目、今津町南新保、今津町弘川、今津町下弘部、今津町上弘部、今津町梅原、今津町藺生、今津町岸脇、今津町北生見、今津町南生見、今津町浜分、今津町福岡、今津町日置前、今津町北仰、今津町桂、今津町深清水および今津町酒波の区域</p> <p>今津町天増川、今津町杉山（下大杉を除く。）、今津町角川、今津町保坂および今津町椋川の各区域で配水管の布設されている区域</p> <p>朽木村井（ただし、東村井地域の水道については、標高242m以上、西村井地域の水道については、標高244m以上の地帯を除く。）、朽木岩瀬（ただし、上岩瀬地域の水道については標高210m以上、下岩瀬地域の水道については標高200m以上の地帯を除く。）、朽木栃生（ただし、標高280m以上の地帯を除く。）、朽木市場（ただし、標高200m以上の地帯を除く。）、朽木地子原（ただし、打明、谷所、向所および中在家地域の水道については、標高252m以上、立戸地域の水道については標高268m以上の地帯を除く。）、朽木麻生（ただし、標高237m以上の地帯を除く。）、朽木柏（ただし、標高193m以上の地帯を除く。）、朽木荒川（ただし、上荒川地域の水道については、標高160m以上の地帯および下荒川地域の水道については、標高170m以上の地帯を除く。）、朽木宮</p>
--

前坊（ただし、標高195m以上の地帯を除く。）朽木野尻、朽木古川（ただし、標高210m以上の地帯を除く。）、朽木雲洞谷（ただし、家一地域の水道については、標高265m以上、上村および犬丸地域の水道については、標高298m以上の地帯を除く。）、朽木小川（ただし、標高353m以上の地帯を除く。）、古屋（ただし、標高453m以上の地帯を除く。）、朽木平良（ただし、標高398m以上の地帯を除く。）、朽木大野（ただし、標高230m以上の地帯を除く。）、朽木能家（ただし、標高385m以上の地帯を除く。）、朽木桑原（ただし、標高420m以上の地帯を除く。）、朽木木地山（ただし、標高315m以上の地帯を除く。）、朽木生杉、朽木小入谷、朽木中牧（ただし、標高460m以上の地帯を除く。）および朽木横谷（ただし、標高250m以上の地帯を除く。）の各区域で配水管の布設されている区域

安曇川町田中（南市、下ノ城、馬場、仁和寺、三田、佐賀、上寺、沖田、竹の里、北出、伏原、陵、田中ニュータウンおよび煤田）、安曇川町中央、安曇川町末広、安曇川町三尾里、安曇川町西万木、安曇川町五番領、安曇川町常磐木（十八川、三重生、庄堺および陵）、安曇川町青柳、安曇川町上小川、安曇川町下小川（一部を除く。）、安曇川町横江、安曇川町北船木、安曇川町南船木、安曇川町四津川（藤江および今在家）、安曇川町川島および安曇川町横江浜で標高150m以下の区域

安曇川町田中（泰山寺）および安曇川町中野（太山寺）の区域で配水管の布設されている区域

安曇川町上古賀、安曇川町下古賀および安曇川町長尾の区域

安曇川町南古賀、安曇川町中野および安曇川町常磐木で標高150m以下の区域

勝野、城山台、永田、音羽、鴨、宮野、鴨川平、野田、拝戸、鶯川および武曾横山（武曾地区に限る。）の区域

武曾横山（横山地区に限る。）、鹿ヶ瀬、畑、黒谷および高島の各区域で配水管の布設されている区域

新旭町安井川、新旭町饗庭、新旭町熊野本、新旭町新庄、新旭町北畑、新旭町旭、新旭町藁園、新旭町太田、新旭町針江および新旭町深溝の区域

（高島市水道布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第3条 高島市水道布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道

技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年高島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削る。

第4条第2項を次のように改める。

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者。ただし、同条第1項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(2) 前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高島市水道事業の設置等に関する条例第1条、第4条および別表については、水道法第6条の規定による認可の効力が生じるまでの間、改正前の高島市水道事業の設置等に関する条例第1条、第4条および別表を適用する。

3 改正後の高島市水道事業給水条例第2条で定める別表の上水道給水区域のうち、マキノ町上開田、マキノ町海津、マキノ町西浜、マキノ町辻、マキノ町森西、マキノ町沢、マキノ町寺久保、マキノ町蛭口、マキノ町下開

田、マキノ町知内、マキノ町石庭、マキノ町高木浜一丁目、マキノ町高木浜二丁目、マキノ町在原、マキノ町野口、マキノ町小荒路、マキノ町山中、マキノ町下、マキノ町浦、マキノ町白谷およびマキノ町牧野の各区域で配水管の布設されている区域ならびに今津町天増川、今津町杉山（下大杉を除く。）、今津町角川、今津町保坂および今津町椋川の各区域で配水管の布設されている区域ならびに朽木村井（ただし、東村井地域の水道については、標高242m以上、西村井地域の水道については、標高244m以上の地帯を除く。）、朽木岩瀬（ただし、上岩瀬地域の水道については標高210m以上、下岩瀬地域の水道については標高200m以上の地帯を除く。）、朽木栃生（ただし、標高280m以上の地帯を除く。）、朽木市場（ただし、標高200m以上の地帯を除く。）、朽木地子原（ただし、打明、谷所、向所および中在家地域の水道については、標高252m以上、立戸地域の水道については標高268m以上の地帯を除く。）、朽木麻生（ただし、標高237m以上の地帯を除く。）、朽木柏（ただし、標高193m以上の地帯を除く。）、朽木荒川（ただし、上荒川地域の水道については、標高160m以上の地帯および下荒川地域の水道については、標高170m以上の地帯を除く。）、朽木宮前坊（ただし、標高195m以上の地帯を除く。）、朽木野尻、朽木古川（ただし、標高210m以上の地帯を除く。）、朽木雲洞谷（ただし、家一地域の水道については、標高265m以上、上村および犬丸地域の水道については、標高298m以上の地帯を除く。）、朽木小川（ただし、標高353m以上の地帯を除く。）、古屋（ただし、標高453m以上の地帯を除く。）、朽木平良（ただし、標高398m以上の地帯を除く。）、朽木大野（ただし、標高230m以上の地帯を除く。）、朽木能家（ただし、標高385m以上の地帯を除く。）、朽木桑原（ただし、標高420m以上の地帯を除く。）、朽木木地山（ただし、標高315m以上の地帯を除く。）、朽木生杉、朽木小入谷、朽木中牧（ただし、標高460m以上の地帯を除く。）および朽木横谷（ただし、標高250m以上の地帯を除く。）の各区域で配水管の布設されている区域ならびに武曾横山（横山地区に限る。）、鹿ヶ瀬、畑、黒谷および高島の各区域で配水管の布設されている区域については、水道法第6条の規定による認可の効力が生じるまでの間、改正前の高島市水道事業給水条例第2条で定める別表の簡易水道給水区域に区分するものとする。

- 4 改正後の高島市水道布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の第3条および第4条の規定については、水道法第6条の規定による認可の効力が生じるまでの間、改正前

の高島市水道布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の第3条および第4条を適用する。

(高島市簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の廃止)

- 5 高島市簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例(平成17年高島市条例第273号)は、廃止する。